第 3 章

プランの基本的な考え方

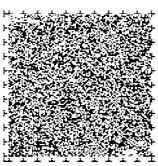

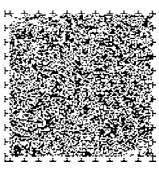

第 3 章　プランの基本的な考え方

第1節　基本理念

（1） 基本理念の考え方

○ 本プランの基本理念等を掲げるにあたり、区の将来像や区政全体の方向性を定めた、「荒川区基本構想」や「荒川区基本計画」等と整合を図りつつ、本プランにおける基本理念等を設定する必要があります。

○ 区では、概ね20年後の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げ、すべての区民が認識を共有するとともに、その実現に向け、区とともに取り組んでいく方向性を示しました。さらに、平成29年に策定した令和8年度までを計画期間とする「荒川区基本計画」では、「荒川区基本構想」の基本理念や将来像等を継承しつつ、その実現を図るため、政策・施策の体系等を定めています。

【荒川区基本構想】

≪基本理念≫
- すべての区民の尊厳と生きがいの尊重
- 区民の主体的なまちづくりへの参画
- 区民が誇れる郷土の実現

≪将来像≫
- 幸福実感都市　あらかわ

≪都市像≫
- 生涯健康都市

≪政策≫
- 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成　等

○ 平成24年に策定した第3期荒川区障がい者プランでは、「荒川区基本構想」の基本理念のもと、ノーマライゼーションの実現を目指すため、基本理念を「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち　あらかわ　～生涯住み続けられる地域社会の実現～」と定めました。また、平成30年に策定された荒川区障がい者総合プランでは、「荒川区基本構想」や「荒川区基本計画」と整合を図りつつ、第3期荒川区障がい者プランの基本理念を継承しています。

（2） 基本理念

○ 今回、新たに策定する荒川区障がい者総合プランでは、「荒川区基本計画」における基本理念や方向性と整合を図りつつ、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「ノーマライゼーション社会」を実現していくため、第3期障がい者プランから続く、基本理念を継承します。

【基本理念】

誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち　あらかわ

～生涯住み続けられる地域社会の実現～

○ 住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。

○ 区では、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、身近な支援者が不在となった、いわゆる「親なき後」においても、幸せを実感することができる地域社会の実現を目指します。

第2節　基本目標及び基本方針

（1）基本目標及び基本方針の考え方

○ 本プランにおける基本目標及び基本方針の設定については、計画期間内である「荒川区基本計画」と整合性をもって計画を策定するため、前荒川区障がい者総合プランにおける基本目標や基本方針を継承します。

（2）基本目標と基本方針

基本目標1　誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進

○ 障がい者が安心して自分らしい生活を地域で送るためには、様々な生活基盤の整備が必要です。

○ 障がい者が、在宅生活をより過ごしやすくするために、生活の困りごとなどについて幅広く相談に応じ、必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、これまで区が築き上げてきた関係機関等との連携を強め、相談・支援体制を充実していきます。

○ また、障がい者を含めた全ての人が安全・安心に暮らし、社会参加を進めるために、ソフト・ハード両面でバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指します。

≪基本方針1　障がい者の相談・支援体制の充実≫

障がい者が地域で安心して生活を送れるようにするため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化、地域生活支援拠点や自立支援協議会等を通じた支援体制の充実に取り組んでいきます。

≪基本方針2　バリアフリーの推進≫

障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し合いながら、安心して暮らし続けることができる社会を目指すため、障がいの理解促進、障がいの特性に配慮した情報の取得・意思疎通や施設におけるバリアフリーの環境整備等、ソフト・ハード両面から取り組んでいきます。

基本目標2　健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実

○ 障がい者のライフステージに応じて、必要なサービスを切れ目なく提供できる体制を整え、障がい者の成長や自立を後押ししていく必要があります。

○ そのために、地域における居住の場を確保するとともに、それぞれの障がい特性や生活状況、ライフステージに応じたサービスが適切に提供できるよう、支援していきます。

○ また、子どもの成長を支援するために、その子の持つ可能性を広げ、将来の見通しを立てることで、保護者も安心して子育てできる環境づくりを目指します。

≪基本方針3　障がい者の住まい・日常生活に対する支援≫

障がい者が自分らしく地域で生活ができるよう、グループホームなどの居住の場の確保に対する支援を推進するとともに、本人や家族のニーズに寄り添った日常生活支援の提供・充実に取り組んでいきます。

≪基本方針4　障がいのある子どもの健全育成≫

障がいのある子どもへの支援における地域の中核となる児童発達支援センターの整備・運営を進めるとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進や医療的ケア児等への支援体制の強化を図り、地域全体で子育てできる環境整備に取り組みます。

基本目標3　地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

○ 障がいの種別や程度に関わらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、地域の一員としての役割を持ち、自立した生活を送れるよう、環境を整備していく必要があります。

○ そのため、障がい者の適性に応じた就労の場の確保や、地域活動への障がい者の積極的な参加を促進します。

≪基本方針5　障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生≫

障がい者がいきいきとして生活を送れるよう、日中に活動ができる場の確保や就労に向けた支援体制の強化を図りつつ、障がい者スポーツや文化芸術活動においても障がい者の活動促進に向けて取り組みます。

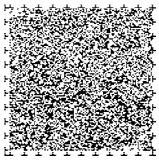

第3節　国が示す基本指針

○　国は、都道府県及び市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な指針として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下、「基本指針」という。）」を定めています。この基本指針は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、必要な見直しが行われ、令和5年5月に改正されました。主な改正内容は、次のとおりです。

【基本指針における主な見直し内容】

項目	主な改正内容
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	➢ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ➢ 強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実 ➢ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ➢ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ➢ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	➢ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ➢ 都道府県による、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行	➢ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ➢ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ➢ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ➢ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	➢ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ➢ 地域におけるインクルージョンの推進 ➢ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ➢ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ➢ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ➢ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

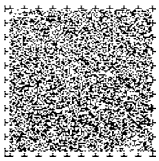

項目	主な改正内容
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	➢市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ➢市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ➢強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	➢基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ➢地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する虐待の防止	➢障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	➢社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	➢障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ➢都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障がい福祉人材の確保・定着	➢ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	➢障害福祉データーベースの活用等による計画策定の推進 ➢市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	➢障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	➢障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ➢支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	➢計画期間の柔軟化 ➢サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意

※令和5年5月19日付、厚生労働省及びこども家庭庁の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)」より抜粋。上記の主な改正内容には、都道府県を対象とした改正内容を一部含みます。